品質管理基準規則の制定、検査制度の見直しによる 法令改正等に伴う保安規定の変更について

令和2年11月30日 京都大学複合原子力科学研究所

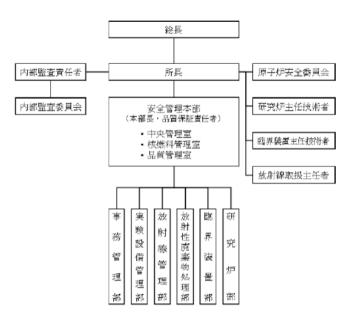
保安規定変更の概要(1/3)

- 1. 改正法第3条の施行及び関連規則の一部改正又は制定に伴う主な変更事項(1/2)
- 1) 品質マネジメントシステムに関する事項 品質管理規則の制定による原子炉施設の品質マネジメントシステムに関する内容の変更。 (第4条、第5条、第13条、第159~166条)
- 2) 施設管理及び事業者検査に関する事項

原子力事業者等に対する検査制度の見直しに伴い、原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、検査その他の施設の管理(施設管理)に関する措置の追加とともに、関連する事項の変更。(第151条、第152条)使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「事業者検査」という。)を行う組織として、原子炉安全委員会の下に新たに検査小委員会を設置し、検査を実施するとともに、事業者検査の独立性の確保としても明確にした。(第6条の2、第150条~第150条の7、第157条第2項、別図第1)

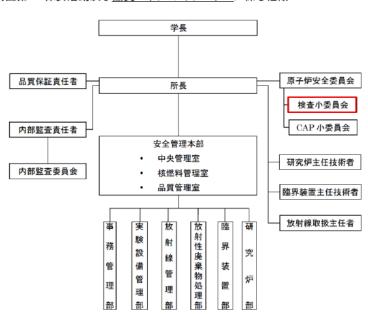
変更前

別図第1 保安活動及び品質保証に係る組織



変更後

別図第1 保安活動及び品質マネジメントシステムに係る組織



保安規定変更の概要(2/3)

- 1. 改正法第3条の施行及び関連規則の一部改正又は制定に伴う主な変更事項(2/2)
- 3) 放射線管理及び廃棄物管理に関する事項
 - ▶ 放射線業務従事者が受ける線量の管理並びに放射性廃棄物の排気、排水等の管理において、ALARAの基本 精神に則り保安活動を行うことを明記。(第101条、第102条、第115条)
 - 放射性廃棄物でない廃棄物の管理の追加(第96条の2)
 - ▶ 管理区域の解除の追加(第104条第5項)
 - ▶ 排気及び排水監視設備に係る設備の設置及び機能維持の方法の追加。 (第101条第3項、第102条第3項、別表第16の4)
 - ▶ 放射線測定器の種類、所管箇所、数量及び機能維持の方法並びにその使用方法の追加。 (別表第15の2、別表第16の2、別表第16の3、別表第17、別表第17の2)
- 4) 核燃料物質等の事業所内運搬に関する事項 核燃料物質等の事業所内運搬に、事業所外への運搬に係る運搬も含むことを明記。(第25、28、64、65条)
- 5) 非常の場合に講ずべき処置に関する事項
 - ▶ 緊急事態発生時の通報等に関し、研究所内の見学者、外部研究者等に対する避難指示等を明記。(第146条)
 - ▶ 緊急事態の発生をもってその後の措置として、原子力事業者防災業務計画によることを追記。(第139条第1項)
- 6) 設計想定事象等に対する原子力施設の保全に関する措置 設計想定事象等に対する原子力施設の保全に関する措置として、要員の配置を明記。(第19条第1項)
- 7) 記録及び報告に関する事項 法令報告のみでなく、準ずる事象が発生した場合においても、経営責任者に報告される体制の構築。(第144条)
- 8) 技術情報の共有に関する事項(第158条の2)
- 9) 不適合発生の情報の公開に関する事項(第163条第3項(4))

保安規定変更の概要(3/3)

- 2. 保安規定の一部見直し及び記載の適正化
- 1) 医療照射の取り止めに伴う変更(第52~62条 削除)
- 2) 事務管理部の業務追加(第14条第1項(6))
- 3) 炉室の施錠に関する条文の削除(第44条、第84条 削除)
- 4) 実験中の実験設備の異常への対応の追加(第49条第3、4項)
- 5) 眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する規則等の改正を踏まえた変更 当該条文については令和3年4月1日から施行する旨を附則に明記する。(第116条第1項(2))
- 6) その他、記載の適正化